

パルミラ語碑文 (4)

酒井 龍一*

Palmyrene Inscriptions 4

Ryuichi SAKAI

はじめに

本稿は、アラム語の一方言であるシリア・パルミラ語碑文に関する初歩的な学習記録である。その出発点としてこれまで3回は、墓と列柱碑文を例に、主に単語の目安程度の意味を知る作業を試みてきた。ただし単純ミスや誤解が多く、各単語の正確な意味・語根・品詞・語形変化・発音等、いわゆる文法的な検討も今まだ皆無の状態にある。今後は、当面の課題である「単語集」を充実させながら、そうした点の学習にも努めたい。

さて今回は、西暦137年に制定された有名な『関税碑文』の「序文」部分をテキストにとりあげる。パルミラ語とギリシャ語で書かれたこの碑文は、1881年にロシアのA・ラザレフによってパルミラ遺跡内のアゴラ南側で発見され、現在、サンクト・ペテルブルグ（レニングラード）のエルミタージュ美術館に所蔵されている。数年前、西藤清秀・豊岡卓司・酒井龍一の3名は、パルミラからの帰途この碑文を実見すべく同館を訪問したが、関係者不在のため実現しなかった。それは些かの心残りとなっている。

以下、主に次の文献等に学びながら、テキストの検討を進める。

- Cantineau, J. 1935, Grammaire du Palmyrénien Épigraphique, Cario.
 Chabot, J.-B. 1922, Choix d'inscriptions de Palmyre, Imprimerie Nationale.
 Harrison, R.K. 1955, Biblical Hebrew, Hodder and Stoughton.
 Stark, J.K. 1971, Personal Names in Palmyrene Inscriptions, Clarendon.
 Stevenson, W.M.B. 1924, Grammar of Palestinian Jewish Aramaic, Clarendon.
 小玉新次郎 1961 「A.D.137年の「パルミラ関税法」について」『史林』第44巻6号
 96～125頁 京都大学
 1980 『パルミラ—隊商都市—』 40～76頁 近藤出版社

『関税碑文』の「序文」部分

『関税碑文』全体を詳細に検討し、わが国に紹介したのは日本におけるパルミラ研究の先駆者・小玉(1961・1980)であった。先ず、その論文に掲載された写真と「活字表記」をもとに、

問題点と作業の目安

テキストを検討する前に、いくつかの問題点をあげておく。

- (1) 1行目は各単語の切れ目が明示されているが、それ以外の各行は文字がほぼ連続している。従って、2行目以下は単語の切れ目を特定する必要がある。
- (2) 原文では「D=𐤃」と「R=𐤃」を表す文字が両者とも、すべて同じ「𐤃」で表記されている（左のテキストは両者を識別して打ち出したもの）。これはパルミラ碑文によくある特徴で、両文字を識別する必要がある。
- (3) 単語には、原形に加え、人称・性・数・時制・態等による変化形がある。
- (4) 単語には、各種の接頭辞・接尾辞が付くものが多い。
- (5) ギリシャ語やラテン語からの借用語がある。
- (6) 各一行が各一文に対応していない。つまり文の切れ目が不明である。

それらの対処には、次のような便法をとる。

(1)に関しては、「𐤃」の語末形（ソフィート）＝「𐤃」、前置詞他として機能する「𐤃𐤃」や「𐤃𐤃𐤃」、否定語の「𐤃𐤃」、名詞語末形の（𐤃𐤃𐤃、他）、接頭辞の「-𐤃」・「-𐤃」・「-𐤃」、あるいは数詞の「𐤃・𐤃・𐤃・𐤃」や「𐤃𐤃・～の息子」他の簡単な単語や人名の発見等、様々な目安によって各単語の切れ目を特定していく。

(2)に関しては、両可能性を想定し、単語帳等で個々に確認する他はない。

(3・4)にとって、Cantineau (1935) やStevenson (1924) の文法書が指針となる。

(5)には、Cantineau (1935) を参照する。

(6)には、小玉 (1961・1980) による的確な紹介文を参考とする。なを同氏によると、「序文」の構成は、1行目～4行目が「関税法制定の主体者」、4行目～7行目が「制定の理由」、7行目～10行目が「布告の方法」、10行目～11行目が「施行上の注意事項」、12行目はギリシャ語文(略)、そして13行目は後に記載される具体的な条文に属し「序文」からは本来は排除されるべきものという。

(1行目)

／ 𐤃𐤃𐤃𐤃 𐤃𐤃 𐤃𐤃𐤃𐤃
元老院 の 布告

先ず冒頭で、この関税法が「元老院の布告」とであると宣言される。「𐤃𐤃𐤃𐤃・元老院」はギリシャ後の「Βουλή・元老院」、同じく「𐤃𐤃𐤃𐤃・布告」は「δόρυμα・布告」からの借用語である。「𐤃𐤃」は、ここでは前置詞「～の」として機能する。

パルミラの元老院は、いわゆるローマの伝統的な立法機関制度を踏襲したとされる。後の文面から、その会議に「𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃・議長」・「𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃・書記」・「𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃・元老院議員」・「𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃・執政官」等が参加したようである（本稿末の「関税法に関する組織構成図」を参照のこと）。

／ 𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃 𐤃𐤃𐤃𐤃 𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃 𐤃𐤃𐤃𐤃 𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃𐤃
448 (西暦 137) 年 18 日 ニサン(4) 月に

も複数形、ヘブライ語の「אֲדוֹרִים」は「大いなる」等。「אֲדוֹרִים」に関し、ヘブライ語で「אֲדוֹרִים」は「～する義務がある、借がある」という形容詞が参考となる。小玉(1961・1980)による「課税の対象となる」という訳語は実に適切である。

4行目では、「従来、関税の法律に課税対象となる多数の商品は(A)故に、(B)」という文意が得られ、次の5～6行目頭に(A)と(B)の部分が示される。

5行目

אֲדוֹרִים הָיוּ אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים
 ことよつて 慣習 によつて 課税されて いたそして 指示され なかった 関税

אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים
 の 請負契約 に 書かれて いた ところの

最初の3単語がこの(A)に相当し、「その関税額が指示されなかった」という文意となる。「אֲדוֹרִים・関税」は前出。「אֲדוֹרִים」は否定語で、ヘブライ語と共通する。動詞の「אֲדוֹרִים」は、ここでは受動態・完了形で、「指示された、案内された」等を意味する。動詞語尾の「א-」は、先述のように、主語が複数時の屈折接尾辞である。

次いで、(B)が「אֲדוֹרִים」～6行目頭の「אֲדוֹרִים」までで示される。「אֲדוֹרִים」は、「אֲדוֹרִים動詞・あった」の3人称・男性・複数形に「א・そして」が付いたもの。「אֲדוֹרִים」は、動詞の原形「אֲדוֹרִים・徴収した・課税した」の受動態・複数・男性形の「אֲדוֹרִים」に、再帰・分詞・受動用法を示す接頭辞の「-אֲדוֹרִים」が付いたものか。「אֲדוֹרִים・慣習」は名詞・強意形で、「その慣習」といったニュアンスをもつ。「אֲדוֹרִים」は前置詞で、ここでは「～によつて」等を意味する。

同じく「אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים」は「～によつて・基づいて」等を意味する。「אֲדוֹרִים」は、不定代名詞の「אֲדוֹרִים・こと」+接頭辞「-אֲדוֹרִים・～によつて」。後ろの「אֲדוֹרִים」は、ここでは関係代名詞として機能する。「אֲדוֹרִים・であった」は、「אֲדוֹרִים動詞」の3人称・単数・完了形=基本形。「אֲדוֹרִים」は、動詞の原形「אֲדוֹרִים・書いた」に、接頭辞「-אֲדוֹרִים」が付いたもの。分詞・受動態として使われている。

また、「אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים」は「請負契約+に」と理解できる。語尾の「אֲדוֹרִים」は複数形でなく、抽象性を強調する用法であろう。「אֲדוֹרִים」は、「収税請負」あるいは「収税請負人」を意味するとみられる(Cantineau 1935)。8行目に「אֲדוֹרִים・請負契約」という単語が出てくる。ここでは「אֲדוֹרִים」という文字を含み、後者には無い。なお、次の6行目頭の「אֲדוֹרִים・関税」という単語は、この5行目の文に属する。

結果として、(B)には、「そして、関税の請負契約に書かれていたことに基づいて、慣習に従つて課税されていた」という文意が得られる。

6行目

אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים אֲדוֹרִים / אֲדוֹרִים
 慣習 によつてまた 法律 によつて のように 課税して いたそして 関税

第2の実情は、6行目の前半で、「そして（収税入は）法律によってまた慣習によって課税していた」と述べられる。

「𐤀𐤓𐤕動詞」には、接頭辞「𐤀𐤓・そして」が付く。動詞の「𐤀𐤓𐤕」は「課税した」を意味する。「𐤀𐤓𐤕」を語根とし、「𐤓𐤕𐤀・𐤓𐤕𐤀𐤓・𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕・𐤀𐤓𐤕𐤀𐤓」等の変化形が生じる。ヘブライ語の「課税する」という動詞は「𐤕𐤓𐤕」である。「𐤓𐤕𐤀」は「～のように」という意味の副詞。先述の「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀・法律」、「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕・習慣」に付く接頭辞「𐤀𐤓」は前置詞であり、ここではその手段や方法を示す「～によって」を意味する。

𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕 𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕
これらの こと に関して 多数 時 それ故 また

第3の実情として、6行目後半から7行目前半にかけ、「それ故、これらのことに関して度々、関税人と商人達との間に諸議論（紛争）があった」と紹介される。

「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀」の2語で、「それ故、そんな訳で」等を意味する接続詞となる。また、「𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕」は「𐤓𐤕𐤀・時」の複数・絶対形・名詞の複数形には、語尾が「𐤀𐤓」となる強意形や、「𐤓𐤕𐤀」となる絶対形がある。「𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕」の後には「𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕・多数」という単語がきている。わかりやすく2語で、「度々」とでも訳することができる。

前置詞の「𐤓𐤕𐤀・～に関して」はヘブライ語と共通。「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀」は「𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕・もの、こと」の複数・強意形。「𐤓𐤕𐤀・これら」は指示詞の複数形。単数形は、男性名詞用が「𐤕𐤓𐤕・この」と女性名詞用が「𐤕𐤓𐤕・この」。ヘブライ語では「𐤕𐤓𐤕・これら」。

この部分は、「またそれ故、これらのことに関して、度々(〜)となり、文は7行目の前半まで継続する。

7行目

／ 𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕 𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕
収税人達 の間に 商人 の間に あった 諸議論

6行目での(〜)の部分が7行目の前半で述べられ、「収税人達と商人の間に諸議論があった」となる。「議論」を「紛争」と訳すると理解しやすい。

「𐤓𐤕𐤀𐤓𐤕・諸議論」は複数・絶対形。「𐤓𐤕𐤀」は「𐤀𐤓𐤕動詞」の3人称・男性・複数形である。「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀」は「商人」を意味する単数形、複数形は「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀」である。「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀」は「𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀・関税」の複数・強意形だが、「収税人達」とみた方が文意を理解しやすい。「𐤓𐤕𐤀」は、「～の間」を意味する前置詞である。慣用句として「B 𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 A 𐤓𐤕𐤀」で、「AとBの間」を意味する。

7行目の半ばで、従来の実情を紹介する内容は終了する。そして新たに、「布告の方法」に関する具体的な「4つの決定事項」が、10行目の初めまでで提示される。

𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀 𐤀𐤓𐤕𐤓𐤕𐤀 𐤓𐤕𐤀
十大官 におよび これらの 執政官達 の 元老院 に 賛同された

9行目

／ 𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤅𐤃 𐤏𐤃 𐤏𐤃𐤏𐤃 𐤀𐤃𐤆𐤏
 慣習 故に その 関税 商品

この単語はすべて前出したものである。「𐤏𐤃𐤏𐤃・その関税」の「𐤏-」は、「その・彼の・彼女の」を意味する人称代名詞の接尾辞。短母音の単語には「𐤏-」が、長母音・二重母音の後には「𐤏𐤏-」が付くようである。「𐤅𐤃 𐤏𐤃」の2語で接続詞の「～故に」を意味、「𐤅𐤃」は前置詞、「𐤏𐤃」は関係詞である。

𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤃𐤏 𐤏𐤃𐤏𐤃 𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤃𐤏𐤃 𐤏𐤃𐤏𐤃
 古い 法律 と共に 書くまた 取税請負人に 承認された 時にまた

𐤀𐤃𐤆𐤏
 石碑 に

第4の決定は、「取税請負人に承認された時、アブ アシーラ神殿の前の石碑に、古い法律（旧関税法）とともに（新関税法）を書く（こと）」である。これは、次の10行目前半にかけて示される。「𐤏𐤃・こと」は8行目の頭に位置する。

「𐤏𐤃𐤏𐤃・～の時に」は接続詞。動詞の「𐤃𐤏𐤃・承認した」は、ヘブライ語でも類似し「承認する、認可する」等を意味する。「𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤃𐤏𐤃 𐤏𐤃𐤏𐤃」では「取税請負人が承認した時」、あるいは「取税請負人に承認された時」となる。動詞の「𐤏𐤃𐤏𐤃」は未完了か。「𐤃𐤏・～と共に」は前置詞、ヘブライ語と共通する。

「𐤀𐤃𐤆𐤏・法律」は前出の単語。形容詞的用法の「𐤀𐤃𐤆𐤏・古い」とあわせ、「古い法律＝旧関税法」を意味する。それは、新たに布告された「新関税法」とは別の、いわゆる「旧関税法」の存在を示す。「旧関税法」の制定年代は、「西暦68-69年頃以前」（小玉1980）あるいは「西暦37年？」（高階1982「イスラム以前のアラブ関係歴史年表」『大阪外国語大学学報 58』）と推定される。

「𐤀𐤃𐤆𐤏」は「石碑」を意味し、「𐤏𐤃・に」は接頭辞である。その石碑とは、まさに新関税法が刻まれている本石碑そのものであろう。

10行目

／ 𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤏𐤃 𐤏𐤃 𐤀𐤃𐤆𐤏 𐤏𐤃𐤏𐤃 𐤏𐤃
 アシーラ ラブ の 神殿 の前に の

この部分は前行と連結し、「ラブ＝アシーラの神殿の前の石碑」となる。「𐤀𐤃𐤆𐤏」は名詞で、「神殿・神殿の内陣」等を意味する。「𐤏𐤃・の」および「𐤏𐤃𐤏𐤃・の前に」はどちらも前置詞である。「ラブ・アシーラ神殿」の場所は不明とされる。本『関税法』は全体（石碑4枚で構成）が幅4.8m、最大高1.75mという巨石に刻されており、それが出土したアゴラ近くにその神殿があった可能性もあろう。

12行目

(ギリシャ語文一略)

13行目

ἡ ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην ἄρσην
 積荷 4 に対し その 全 種類 もの 全部 の 荷車 積荷

(ギリシャ語文一略)

ἡ ἄρσην ἄρσην
 ラクダ の

「ἡ ἄρσην・積荷」は単数形、複数形は後出のように「ἡ ἄρσην」である。「ἡ ἄρσην・荷車」は、ラテン語の「carrus・荷車」からの借用語。合わせて「荷車1車分の積荷」を意味する。「ἄρσην」は「すべて、全部」を意味し、ヘブライ語と共通する。「ἄρσην・もの」は非人称の不定代名詞。また「ἄρσην・種類」は、ギリシャ語「γενος・種類、系統」からの借用語。「ἄρσην」は、「ἄρσην」に「その」を意味する接尾辞が付いたもの。「ἄρσην」は数字の「4」を意味する。

「ἡ ἄρσην」は「ἄρσην・ラクダ」の複数・絶対形。単数・強意形は「ἄρσην」、複数・強意形は「ἄρσην」である。「-ἄρσην」は「～に対し」等、多様に使われる接頭辞。隊商都市・パルミラに出入りする荷物は、このように荷車とラクダで運ばれたようである。

13行目は次行と合わせ、「いかなる荷車(1車分)の積荷は、その全種類のもの、ラクダの積荷4(頭分)として課税される」の訳が得られる。だが先述のように、それは具体的な関税額を示すもので、いわゆる「序文」とは無関係である。

14行目

ἡ ἄρσην ἄρσην
 要求される 関税

「ἡ ἄρσην」は動詞の受動態で「徴収される」等の意味がある。基本形は「ἄρσην」で6行目と11行目に前出。ヘブライ語では「徴収する」は「ἄρσην」である。

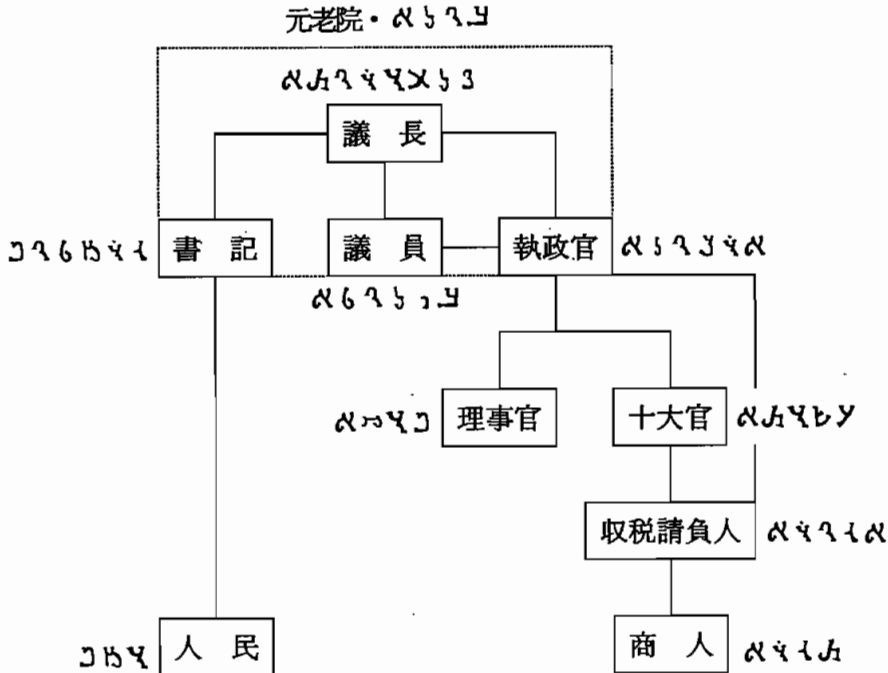
[注]

動詞の多様な態変化(Aphel…等)に関しては、ほとんどまだ注目していない。

また、文中のヘブライ語単語の表記にあたってはパルミラ文字を用いた。

おわりに

以上、先学によくを学びながら、有名なパルミラ『関税碑文』の「序文」部分の検討を足早にしてきた。とはいえ初心者ゆえ、的はずれの独断も多かったことは承知している。今後とも学習に努めたい。ここで、関税法に関する組織構成と用語を簡単に整理し、本稿の結びとしたい。文末になりましたが、小玉新次郎先生の日頃の学恩に深く感謝します。



元老院の布告
関税の法律

(旧法) 古い法律
(新法) 新しい法律

4月18日
448年(西暦137年)

請負契約
書類
石碑
法律
慣習
関税
紛争
商品
積荷
荷車
ラクダ

[註]

単語の単数・複数・強意形・
絶対形等には配慮せず。

Summary

The Nara International Foundation - Commemorating the Silk Road Exposition, joined with the government of Syrian Arab Republic, has sent us to excavate tombs in Palmyra since 1990. The site, located at the western end of the SILK ROAD, is a famous ancient city state of the 1st century B.C.~3rd century A.D. As a member of the project, I need to study, as a beginner, the Palmyrene (a dialect of Aramaic) inscriptions after the respectable scholars.

This is one of my notes or memoranda for reading the Palmyrene Tariff, found in 1881 by A.Lazareff. The works of the pioneers such as J.Cantineau(1935), S.Kodama(1961・1980), J.Stark(1971) and W.M. Stevenson (1924) are quite available for the study.